

最高裁秘書第1600号

平成31年3月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第1261号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

沖縄の復帰に伴う裁判所の職員の特別措置に関する規程（昭和47年最高裁判所規程第3号）（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

○沖縄の復帰に伴う裁判所の職員の特別措置に関する規程

昭和四七年五月二日

最高裁判所規程第三号

(裁判所書記官等の任用)

第一条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第三十二条の規定により裁判所の職員となつた者（裁判官に任命された者を除く。以下「承継職員」という。）で、最高裁判所による裁判所書記官選考に合格したものは、裁判所書記官任用試験規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十四号）第一条の規定にかかわらず、裁判所書記官に任用し、家庭裁判所調査官選考に合格したものは、家庭裁判所調査官に任用し、家庭裁判所調査官補選考に合格したものは、家庭裁判所調査官補に任用することができる。

(家庭裁判所調査官研修所への入所)

第二条 承継職員で、法の施行の際家庭裁判所調査官研修所において家庭裁判所調査官研修所規程（昭和三十二年最高裁判所規程第一号）第八条の規定により同研修所に入所した者と同一の研修を受けているものは、同条の規定により同研修所に入所したものとみなす。この場合において、当該承継職員が法の施行前に同研修所において受けた研修の期間は、同規程第九条に規定する入所の期間に算入する。

(服務の宣誓)

第三条 承継職員で、次の表の上欄に掲げる裁判所又は検察審査会に勤務するものは、裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号）第四条及び第五条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる者の面前において、服務の宣誓を行なう。

| 福岡高等裁判所那覇支部 | 福岡高等裁判所那覇支部長 |
|-------------|--------------|
| 那覇地方裁判所 | 那覇地方裁判所長 |
| 那覇簡易裁判所 | |
| 那覇検察審査会 | |
| 那覇地方裁判所コザ支部 | 那覇地方裁判所コザ支部長 |
| コザ簡易裁判所 | |
| 那覇地方裁判所名護支部 | 那覇地方裁判所名護支部長 |
| 名護簡易裁判所 | |
| 那覇地方裁判所平良支部 | 那覇地方裁判所平良支部長 |
| 平良簡易裁判所 | |

| | |
|-------------|--------------|
| 平良検察審査会 | |
| 那覇地方裁判所石垣支部 | 那覇地方裁判所石垣支部長 |
| 石垣簡易裁判所 | |
| 石垣検察審査会 | |
| 那覇家庭裁判所 | 那覇家庭裁判所長 |
| 那覇家庭裁判所コザ支部 | 那覇家庭裁判所コザ支部長 |
| 那覇家庭裁判所名護支部 | 那覇家庭裁判所名護支部長 |
| 那覇家庭裁判所平良支部 | 那覇家庭裁判所平良支部長 |
| 那覇家庭裁判所石垣支部 | 那覇家庭裁判所石垣支部長 |

2 前項の規定により宣誓を行なつた者の署名押印の終つた宣誓書は、裁判所職員の服務の宣誓に関する規程第六条第一項の規定にかかわらず、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号）の規定によりその者に対し任免権を有する裁判所が保管する。

附 則

この規程は、法の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四七年五月一五日）